

沖縄県個人情報保護審査会答申第 54 号 概要

①件名	保有個人情報部分開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	平成 29 年 2 月 10 日
③実施機関	沖縄県公安委員会（警察本部警務部広報相談課）
④決定年月日	平成 29 年 2 月 21 日（沖生企第 1974 号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	条例第 15 条第 3 号ウ （開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあるものとして規則で定める職にある公務員の氏名）
⑦審査請求年月日	平成 29 年 5 月 22 日（沖縄県公安委員会）
⑧審査請求の趣旨	本件処分（保有個人情報部分開示決定）を取り消し、保有個人情報の開示を求める。
⑨審査請求理由(要旨)	警部補以下の警察官及び身柄引受人の医師の氏名、印影については、公務員の情報であるので開示するべきである。
⑩諮問年月日	平成 29 年 7 月 20 日（沖公委（生企）第 226 号及び沖公委（広相）第 19 号）
⑪答申年月日	平成 30 年 1 月 16 日
⑫答申内容	<p>○ 審査会の結論 沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った平成 29 年 2 月 21 日付け沖生企第 1974 号の保有個人情報部分開示決定については妥当である</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>（1）本件請求個人情報について 審査会において開示決定等に係る保有個人情報を直接見て審議（インカメラ審理）した結果、実施機関が部分開示を行った本件請求個人情報の対象文書は、「保護取扱簿（平成 26 年 10 月 10 日那覇警察署取扱い）」（以下「本件公文書」という。）である。</p> <p>（2）条例第 15 条第 3 号ウ（開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあるものとして規則で定める職にある公務員の氏名）の該当性について</p> <p>ア「警部補以下の職員氏名・印影」について 沖縄県個人情報保護条例施行規則（平成 17 年沖縄県規則第 21 号）第 1 条で定める職にある公務員の氏名は、開示の対象外とされていることから、当該職に相当する職員の氏名及び印影について不開示とした実施機関の判断は妥当である。</p> <p>イ「医師の氏名及び印影」について 本件の医師は地方公務員法第 2 条で定める地方公務員であって、第 3 条第 3 項第 3 号に定める特別職の地方公務員に該当するため、その職務の遂行に係る当該公務員の職及び氏名は原則としては開示となるべきであるが、業務として被保護者の身柄引取を行う立場にある医師一般については、当該業務の性質等を勘案すると、氏名等の開示によって、当該医師の権利利益を不当に害するおそれがあると認められ、本件の医師についても同様のことがいえる。 したがって実施機関の判断は妥当である。</p>